

提 言 書

平成26年5月

全国特例市市長会

地方分権の推進に関する提言について

我が国の経済は、「緩やかな景気回復基調」にあるとされているが、多くの基礎自治体は、製造業を中心とする産業の空洞化、人口減少、少子高齢化、社会保障費の増大といった自治体運営の根幹に係る課題に直面している。

平成の大合併が一段落する中、本市長会は、各基礎自治体が、それぞれの創意工夫により能力を発揮できるよう、自由度の高い地方財政を確保するとともに、安全安心な住民生活を確保するためには、将来にわたって地域の実情に応じたサービスの提供を可能にする地方分権改革の取組を着実に前進させる必要があることを訴え、さらなる権限と財源の移譲による「自律可能な都市制度」の実現について提言してきたところである。

昨年6月、第30次地方制度調査会は、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を行い、これに関連する地方自治法の改正法案が今国会で審議されているところである。また、政府において地方分権改革推進本部が設置されるとともに、地方分権改革有識者会議において地方分権改革の進むべき方向について継続的な検討がなされており、本市長会は、こうした取組に敬意を表するとともに、これまでの提言が一部実現に向けて前進しつつあることを評価するものである。

しかしながら、地方分権改革の推進に向けた取組は、道半ばであり、国においては、既成概念に捉われることなく、国と地方の役割分担や税財源のあり方の検討など、基礎自治体を中心とする地方制度の実現に向け、大胆な改革を進められるよう求めるものである。

本市長会は、住民に最も身近な基礎自治体であると同時に総合的な都市基盤を有する自治体として、今後も地方分権推進の先導的な役割を果たす決意と覚悟のもと、次に掲げる項目について提言するものである。

1 地域自律に向けた地方制度の抜本的な見直し

基礎自治体優先の原則に従い、基礎自治体・広域自治体・国の役割分担を明確にした上で、全ての基礎自治体が自律的な地域経営を行うことができるよう、包括的な権限の配分、税源を含む権限に見合った財源の適切な配分を行うこと。

また、道州制の是非を含めた広域自治体のあるべき姿については、基礎自治体の意見を十分に聴いて検討を行うこと。

2 地域の実情に応じた権限の選択制度について

中核市と特例市は、住民に最も身近な基礎自治体として適切な規模・能力を有し、類似の課題を共有している。地方自治法の一部改正により、特例市の人口要件があれば、中核市への移行は可能となる見込みであるが、各都市が地域で果たす役割を総合的に考慮する中で、住民に身近な事務や権限は、基礎自治体が能力や地域の実情に応じて選択できる制度とするとともに、権限に見合う財源を措置すること。

3 基礎自治体間の広域連携について

住民生活に身近な事務で単独で実施することが困難な事務は、基礎自治体間の水平連携で補完することを基本に「地方中枢拠点都市」や「3大都市圏での広域連携」が検討されているが、柔軟な連携の仕組みの実現に向けて、すでに取り組みされている「定住自立圏」と同様に、財源措置等の支援を具体的なものとする。

4 地方分権を確立する財源の確保について

住民に必要なサービスを地方自らが自主的、効率的に提供するために、国と地方の役割分担を明確化した上で、地方が分担する役割に見合った財源措置を講ずること。

また、国庫補助負担金の改革のうち、国の責務として格差なく全国統一的な措置が望まれるものについては、国が直接事務を行うべきであり、地方に事務を求める場合は、システム改修等に要する経費も含め、国の責任において確実に財源保障し、地方に財政負担を求めないこと。併せて、国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げは、地方への一方的な負担転嫁であるため、是正すること。

さらに、地方がそれぞれの特色や地域資源を踏まえ、その魅力の開発や積極的な発信により、多種多様な地域経済の活性化や雇用創出事業を展開することは、地方分権の確立に向けて極めて重要であることから、その実現に向けて一層の財源確保を図らねばならない。

5 地方交付税について

地方交付税は、地方が基本的な行政サービスを提供することができる財源を保障するための地方固有・共有の財源であることから、地方自治体が直面している福祉、医療、子育て等の社会保障関係費、経年劣化による道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大や、合併自治体の人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等、地方自治体の実情を的確に反映するため、算定方法の再構築を図ること。

また、地方債残高のうち臨時財政対策債の占める割合が増大の一途にある状況に鑑み、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債への振替に頼ることなく、地方交付税の法定率を上げること等により、安定的な財政運営に必要な総額を確保するとともに、財源調整機能を強化すること。

地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する措置については、平成25年度限りとされたところであるが、今後、国の政策目的のために、地方の固有財源である地方交付税を一方的に削減することは厳に慎むこと。

6 地方債制度の改善について

地方債は、地方公共団体にとって、中長期的視点による財源の効率的・安定的配分や将来にわたって債務の平準化を図るうえで重要な歳入項目である。

バリアフリー化や省エネルギー化、さらには、施設の長寿命化の視点から、現在起債の対象となっていない施設の改修事業費など、時代が要請する事業費の財源に地方債が充てられるよう、より柔軟な地方債の発行に配慮するとともに、公共施設の耐震化に向けた制度の拡充を図ること。地方債に関する制度の拡充に当たっては、交付税措置についても拡充を図ること。

また、平成24年度をもって終了している政府資金補償金免除繰上償還について、公債費負担の軽減の観点から、同様の財政措置を再び講じるとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

7 道路財源の充実について

地方の道路整備水準は国に比して低い状況にあることから、市町村が道路整備を計画的に行えるよう、社会資本整備総合交付金など、整備に係る財源の充実強化を図ること。

また、老朽化が進んだ道路施設の維持管理経費等の長寿命化対策に対する財源措置の充実を図ること。

8 消費税率の引上げに伴う地方財源の確保について

消費税率の引上げに伴う地方の増収分については、社会保障関係経費に係る財源とすることとされているが、増収分の配分に当たっては、社会保障関係経費について基準財政需要額以上に地方が負担している現状を是正した上で、地方の役割に見合った適切な財源措置を行うこと。

9 都市税財源の安定的な確保について

償却資産に対する固定資産税の見直しを求める要望について、固定資産税は市税収入のうち大きな割合を占めており、その一部となる償却資産への課税に係る税収についても、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできない重要なものであるとともに、中核市や特例市など、一定以上の行政規模を備えた地方自治体は、その行政区域に多くの工場等が立地しており、見直しによって大きな影響を受けるため、現行制度を堅持すること。

自動車取得税の見直しに当たっては、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、安定的かつ十分な代替財源を確保すること。また、自動車重量税の見直しに当たっては、行政サービスの提供に支障が生じることがないように、所要の財源を確保すること。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

平成26年5月20日

全国特例市市長会

全国特例市市長会名簿

会 長	茅ヶ崎市 市長	服 部 信 明
副 会 長	春日井市 市長	伊 藤 太
副 会 長	太 田 市 長	清 水 聖 義
監 事	明 石 市 長	泉 房 穂
監 事	小 田 原 市 長	加 藤 憲 一
	八 戸 市 長	小 林 眞
	山 形 市 長	市 川 昭 男
	水 戸 市 長	高 橋 靖
	つくば市 市長	市 原 健 一
	伊 勢 崎 市 長	五十嵐 清 隆
	熊 谷 市 長	富 岡 清
	川 口 市 長	奥ノ木 信 夫
	所 沢 市 長	藤 本 正 人
	春 日 部 市 長	石 川 良 三
	草 加 市 長	田 中 和 明
	越 谷 市 長	高 橋 努
	平 塚 市 長	落 合 克 宏
	厚 木 市 長	小 林 常 良
	大 和 市 長	大 木 哲
	長 岡 市 長	森 民 夫
	上 越 市 長	村 山 秀 幸
	福 井 市 長	東 村 新 一
	甲 府 市 長	宮 島 雅 展
	松 本 市 長	菅 谷 昭
	沼 津 市 長	栗 原 裕 康
	富 士 市 長	小長井 義 正
	一 宮 市 長	谷 一 夫
	四 日 市 市 長	田 中 俊 行

岸和田市長	信貴芳則
吹田市長	井上哲也
茨木市長	木本保平
八尾市長	田中誠太
寢屋川市長	馬場好弘
加古川市長	樽本庄一
宝塚市長	中川智子
鳥取市長	深澤義彦
松江市長	松浦正敬
呉市長	小村和年
佐賀市長	秀島敏行
佐世保市長	朝長則男